

令和7年度（2025年度）地産地消推進イベント開催・発信等業務委託 企画コンペ実施要領

1 委託業務名称

令和7年度（2025年度）地産地消推進イベント開催・発信等業務委託

2 目的

県では、「くまもと地産地消推進県民条例」を制定し、県民への意識啓発や消費行動の促進などにより、地産地消を推進している。

このような中、長期的な地産地消の推進のためには、将来の農業や食の応援団である子供達と保護者を対象に意識向上を図ることが重要となる。

そこで、子供達と保護者を対象として、熊本で育まれた豊かな農林水産物の魅力を再認識してもらうとともに、日常生活の中での地産地消への意識定着と購買行動につなげていくイベントを実施する。

加えて、イベントの様子を流通アグリビジネス課の公式ホームページ「くまもとのアグリ&フード」内「地産地消サイト」（以下「HP」という。）や公式 SNS「KUMA RICH」（以下「KUMA RICH」という。）等で発信することにより、多くの県民に地産地消の取り組みを周知する。

3 業務内容

業務委託基本仕様書のとおり

※契約時の仕様書は、企画コンペの結果に基づき、必要な変更を加えたものとする。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月6日（金）まで

5 契約限度額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は提案に当たっての上限を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

6 業務実施スケジュール（予定）

（1）公告（県庁HP）	令和7年（2025年）4月 8日（火）
（2）事前説明会参加申込期限	4月14日（月）
（3）事前説明会	4月18日（金）
（4）質問書提出締切	4月22日（火）正午必着
（5）参加申込書提出期限	4月25日（金）正午必着

(6) 企画提案書提出期限	5月15日(木) 正午必着
(7) 審査会(プレゼンテーション)	5月19日(月)
(8) 審査会結果通知	審査会終了後、速やかに実施
(9) 契約内容協議・契約締結	審査会終了後、速やかに実施
(10) 委託契約終了	令和8年(2026年)3月6日(金)

※入札参加資格のない事業者は令和7年(2025年)4月18日(金)午後5時まで
に入札参加資格の新規申請を行うこと(県庁ホームページ参照)。

7 企画コンペの対象者となる事業者

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)により入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 熊本県内に本社、支社又は営業所等を有する法人であること。
- (4) 熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- (8) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

8 事前説明会について

※企画コンペ参加に当たり、事前説明会への参加は必須ではありません。

- (1) 日時：令和7年（2025年）4月18日（金）14時00分～（60分程度）
- (2) 会場：熊本県庁8階 農林水産政策課分室
- (3) 申込方法：別添「事前説明会参加申込書」を4月14日（月）必着とし、メールで提出すること（提出後、必ず確認の電話をすること）
- (4) 提出先：ryuutsuuaguri@pref.kumamoto.lg.jp （電話：096-333-2424）

9 質問書の提出について

※口頭による質問は、受け付けない。質問が無い場合は、質問書の提出は不要

- (1) 質問方法
様式1「質問書」をメールで提出する。（提出後、必ず確認の電話をすること）
- (2) 提出先：ryuutsuuaguri@pref.kumamoto.lg.jp （電話：096-333-2424）
- (3) 提出期限 令和7年（2025年）4月22日（火）12：00（正午）必着
- (4) 質問に対する回答：質問者を匿名として速やかに県のホームページに掲載する。

10 企画コンペ参加申込みの提出について

- (1) 申込方法
様式2「審査会参加申込書」をメールで提出する。（提出後、必ず確認の電話をすること）
- (2) 提出先：ryuutsuuaguri@pref.kumamoto.lg.jp （電話：096-333-2424）
- (3) 提出期限 令和7年（2025年）5月15日（木）12：00（正午）必着

11 企画提案書の提出について

(1) 企画提案書の内容

企画提案書は原則として、A4左綴じとし、次の順で編纂すること。

番号	項 目	様式等
1	表紙	様式3
2	企画提案内容（基本仕様書を確認のうえ作成すること）	任意様式 （原則A4サイズ）
3	追加提案（ある場合のみ）	
4	業務実施体制図 （ア）本業務の責任者（所属・職名・氏名・主な業務履歴・その他参考事項） （イ）体制図	

5	スケジュール ※契約から完了までのスケジュールについて、県との契約締結に向けた協議期間を含め、関係先との協議や調整、必要とされる許認可の手続き、イベント告知・宣伝、イベント実施、実績報告書の作成等、業務の一連の流れがわかるように記入すること。	
6	見積書 ※見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳及び積算根拠がわかるように記載すること。 (1カ月以内に発行されたもの) ※消費税及び地方消費税の金額を算出し、上記と併せて合計金額を記載すること。	
7	会社概要（会社パンフレット等でも可） その他、当事業と類似する過去の事業実績があれば添付すること。	
8	事業者の取組に関する申出書	様式3に、認定証写し等を添付すること。

(2) 提出方法：持参又は郵送（配達証明に限る。）

(3) 提出部数：6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出期限：令和7年（2025年）5月15日（木）12：00（正午）必着
（郵送の場合も同様）

(5) 提出先：〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県農林水産部流通アグリビジネス課

12 審査会（プレゼンテーション）の開催及び委託候補者の選定について

提案書の内容等について、応募者によるプレゼンテーションを行ったうえで、選考委員がこれを評価し、委託候補者を決定する。

(1) 審査会の開催日等

①日時：令和7年（2025年）5月19日（月）

（具体的な時間については、別途通知する。）

②審査会場：熊本県庁本館 1101会議室

③選定結果：電子メールにより審査会参加者全員に通知する。

(2) 審査会について

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員の中から、業務の関連又は業務実績を考慮し、5名を選出する。

(3) 審査及び委託候補者の選定について

① 審査会では提案書及び参加者からのプレゼンテーション内容を次の表に定める審査の視点に基づき審査し、1位を選定した選考委員の多い企画提案者を本業務の委託候補者として選定する。さらに同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。

審査項目		審査の視点				配点
1	適格性（事業の目的、仕様書の理解）	事業の趣旨や課題、仕様書の内容を十分に理解しており、効果的かつ具体的な企画が提案されているか。	イベント開催（30点）	情報発信（15点）	参加者募集（5点）	50
		その他業務の目的を達するために有効な追加提案がなされているか				10
2	実施体制	本業務を安定して確実に遂行するため必要な実施体制を有しているか。				10
3	計画性	期間内の実現が可能なプラン、スケジュールになっているか。				10
4	経費の妥当性	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか。				10
5	事業者の取組	（１）熊本県ブライト企業の認定を受けている。				3
		（２）障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある。				2
		（３）事業活動温暖化計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または 森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある。				1
		（４）熊本県SDGs登録制度に登録している。				3
		（５）パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。				1
合計						100

- ② 選考委員の持ち点は各 100 点とし、合計点は 100 点×5 人＝500 点とする。また、最低基準を 50 点×5 名＝250 点とし、全ての参加者が最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当無しとして、再度公告の上、企画提案書を募集する。
- ③ 委託候補者が、「7 企画コンペの対象者となる事業者」に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。
- ④ 審査員は提案の内容をもとに審査を実施し、採点表に記入のうえ事務局に提出する。

1 3 委託契約の締結

県は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

1 4 契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する

1 5 その他

- （1）企画コンペに係る費用は、一切支払わない。
- （2）企画コンペ参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式 4）を提出すること。
- （3）本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。